

新潟県経営者協会会長 様

新潟県産業労働部長

「新型コロナウイルス感染症」陽性者が確認された事業所の対応について

平素より本県の新型コロナウイルス感染症対策に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
本県では、新型コロナウイルス感染症患者の急激な増加に伴い、真に医療が必要な方を速やかに医療につなげるため、当面の間、保健所の対応を下記のとおり重点化することといたしましたので、御理解いただくとともに、会員への周知等について御協力くださるようお願いいたします。

記

- 1 保健所対応の重点化の内容(太字・下線が従来の対応と異なります)
  - 検査陽性者の健康状態を確認
  - 検査陽性者の「同居家族」等に対して、濃厚接触者として検査を実施
  - 上記以外の濃厚接触者・接触者に対しては、保健所から連絡や検査を実施しません。  
(発熱などの体調変化があった場合には、濃厚接触者・接触者ご本人から、かかりつけ医、受診・相談センター、保健所のいずれかにご連絡いただくことで、速やかに受診・検査を調整)
- 2 保健所対応の重点化に伴う事業所等(医療機関、高齢者施設、障がい福祉施設以外の企業、学校等)へのお願い事項
  - ・濃厚接触者のリストの作成及び10日間の濃厚接触者(自宅待機者)の管理(保健所等への報告は不要です。)
  - ・濃厚接触者に対して、「自宅待機期間中に体調の変化があった場合は、かかりつけ医、新潟県新型コロナ受診・相談センター、保健所へ受診、検査の相談をすること」を周知※ 詳細は、別紙「新型コロナウイルス感染症陽性者が確認された事業所の方へのお願い」を参照ください。  
(県ホームページ) <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kanyaku/kigyou-taiou.html>
- 3 その他
  - (1) 「休業手当」及び「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」の申請にあたっては保健所の証明は不要であることから、保健所での証明書発行はいたしませんのでご承知おきください。
  - (2) 濃厚接触者の方は、薬局等で実施されているワクチン検査パッケージ等による無料検査所の利用はできませんのでご承知おきください。
  - (3) 個別のお問合せやご相談は、最寄りの保健所又は新潟県新型コロナウイルス感染症コールセンター(電話：025-282-1754)にお願いいたします。

【担当】

新潟県産業労働部産業政策課 総務係

# 「新型コロナウイルス感染症」陽性者が 確認された事業所の方へのお願い

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、貴事業所内で陽性が確認された方との濃厚接触の可能性のある方をリストアップし、10日間の自宅待機等周知に関する御協力をお願いいたします。

## ◆◆所属様へのお願い事項◆◆

- (1) 陽性者と、感染の可能性のある期間（※1）に接触し、以下の範囲（※2）に該当する場合は、濃厚接触者としてリストアップしてください。

必要に応じて別紙1「新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者リスト」をご活用ください。

- (2) 濃厚接触者となった方へ、以下の「濃厚接触者となった方へのお願い事項」のとおり10日間の自宅待機と健康観察の実施、自宅待機期間中に有症状となった場合の対応についてお伝えください。

必要に応じて別紙2「新型コロナウイルス感染症患者濃厚接触者健康観察シート」を濃厚接触者にお渡しいただき、健康観察にご活用ください。

なお、貴事業所が社会機能維持者の事業所に該当する場合は、新潟県ホームページ「新型コロナウイルス感染症濃厚接触者のうち社会機能維持者の範囲の取扱いについて」をご覧ください。

### 感染の可能性のある期間（※1）

- ① 有症状者の場合：症状が出た日の2日前から療養の解除基準を満たすまで
- ② 無症状者の場合：陽性となった検体を採取した日の2日前から療養解除の基準を満たすまで

### 濃厚接触者の範囲（※2） 次のいずれかに該当する場合

- 患者と同居または長時間の接触があった
- 手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、マスクをきちんと着用せず、陽性者と15分以上の接触があった（注1）
- 適切な感染防護（マスク着用など）なしに陽性者を診察、看護もしくは介護をした
- 患者の気道分泌液もしくは体液等に直接触れた可能性が高い

（注1）濃厚接触者の定義は国立感染症研究所感染症疫学センターの「新型コロナウイルス感染症患者に帯する接触的疫学調査実施要領（3.1.8）」のものです。

### （参考）濃厚接触の可能性が高い場面の例

- ・近距離で、飲食しながら会話をした
- ・休憩室や更衣室などマスクをしないで会話をした。
- ・喫煙所で一緒に喫煙をした
- ・近い座席で長時間を過ごした
- ・換気の悪い空間（車内等を含む）で長時間一緒に過ごした

## ◆◆濃厚接触者となった方へのお願い事項◆◆

濃厚接触者となった方は、陽性者と最後に接触した日の翌日から起算して10日間の自宅待機と健康観察をお願いいたします。

健康観察期間中、発熱等体調不良となった場合は、かかりつけ医に事前連絡の上受診するか、新潟県新型コロナ受診・相談センター（電話：025-256-8275）、保健所へ相談してください。

**①感染者からの感染可能性がある期間は？**

- ①感染者が有症状の場合：症状が出た日の2日前（ 年 月 日）から
- ②感染者が無症状の場合：検体を採取した日の2日前（ 年 月 日）から療養解除の基準（10日間）を満たすまで

**②上記の期間中に感染者の出勤がありましたか？**

はい

いいえ

事業所内の濃厚接触者はいないと判断して構いません

**③感染者と下記いずれかの接触があった従業員はいますか？**

- 感染者と同居または長時間の接触があった
- 手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、マスクをきちんと着用せず、感染者と15分以上の接触があった
- 適切な感染防護（マスク着用など）なしに感染者を診察、看護もしくは介護をした
- 感染者の気道分泌液もしくは体液等に直接接触した可能性が高い

※濃厚接触者の定義は国立感染症疫学センターの「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査（令和3年1月8日版）のものです

（参考）濃厚接触の可能性が高い場面の例

- ・ 近距離で、飲食しながら会話をした
- ・ 休憩室や更衣室でマスクをしないで会話をした
- ・ 喫煙所で、一緒に喫煙をした
- ・ 近い座席で長時間を過ごした
- ・ 換気の悪い空間（車内等を含む）で長時間一緒に過ごした

はい

いいえ

- 濃厚接触の可能性のある従業員はいませんが、陽性者の最終出勤日から10日間は事業所内で症状のある人がいないか確認してください
- 症状が出現した従業員がいる場合は、速やかに医療機関を受診するよう促してください

**上記いずれかに該当する従業員は濃厚接触者の可能性があります**

- 感染者と最後に接触した日から10日間は健康観察期間として自宅待機としてください
- 健康観察期間中の行動については、新潟県ホームページ「濃厚接触者の定義に該当する方へ」をご案内ください。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kanyaku/noukousessyoku.html>



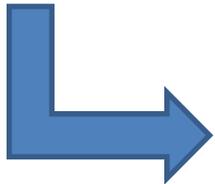
## 濃厚接触者 健康観察シート

健康観察は、感染者との最終接触日の翌日から10日目まで行ってください。

濃厚接触者氏名： \_\_\_\_\_

感染者との最終接触日時： 年 月 日

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
月日	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
体温(朝)	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
体温(夕)	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
症状	無・有									



発熱等の症状が出現した場合には、  
かかりつけ医、新潟県新型コロナ受診・相談センター(025-256-8275)又は保健所に受診・検査の相談をしてください。